

法人なかま

2023.June

6

No.568

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03

法人会からのお知らせ

メールアドレスご登録のお願い
- 04

税務署からのお知らせ

令和5年7月から
書類の送付先が変わります
- 05 第11回 通常社員総会
特別講演会
- 07 第11回通常社員総会の
事前周知
- 13 税法実務研修会
- 14 会社経理実践講座
- 15 神田わが街
スター食品工業株式会社
常務取締役 森田 修平氏
- 17

コラム

経営者のための法律相談
- 18

コラム

帝国データバンクがお送りする
シリーズ「日本の動向」
- 19 食いしん坊手帖
ビヤホール・洋食 ランチョン
- 21

法人会からのお知らせ

令和6年度に向けた法人会の
税制改正提言のご依頼



公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

研修カレンダー

	6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●6月期決算法人説明会 (集合&オンライン形式)																															
●第2回源泉部会研修会 (集合&オンライン形式)																															
●第2回税法実務研修会 (集合&オンライン形式)																															
●神田法人会 第11回通常社員総会 (集合&オンライン形式)																															

「新型コロナウイルス」感染拡大の状況により、研修会等を中止する場合がありますので、予めご了承願います。

また、参加の際は参加直前の体調管理、体調不良や高熱の際の参加見送り、うがい、手洗い、マスクの着用等感染予防にご配慮くださいます様、お願い申し上げます。

神田法人会
第11回
通常社員
総会

日時：6月21日(水)
会：午後3時30分～
特別講演会：午後4時30分～
懇親会：午後6時～
場：学士会館

税の暦 6月の税務

- 6月12日
 - 1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付
- 6月15日
 - 2 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
 - 3 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
 - 4 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- 6 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

●6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日

- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

[確定申告書等(申告のお知らせ)]

決算期	発送予定日
令和5年5月	6月27日(火)
令和5年6月	7月26日(水)

[予定(中間)申告書]

決算期	発送予定日
令和5年11月(2月・5月・8月)	7月3日(月)
令和5年12月(3月・6月・9月)	8月7日(月)

※決算期のかっこ書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

申告納税は



第11回 通常社員総会
特別講演会
6月21日(水)開催

詳しい出席方法や欠席の場合の
委任状提出方法について
詳しくは p.6 をご覧ください。

みんながつながる第一歩！

メールアドレスご登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

メールアドレス登録のメリット

- ・当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- ・将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- ・今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームページ
のバナーからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください

ココを
クリック



FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします

(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、ー (ハイフン)と_ (アンダーバー)等

記入例

オーアンダーバー イチゼロナナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp

ご注意事項

- ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願いいたします
- メールアドレスの読み取りミス为了避免、できるだけスマートフォンからのご登録をお願いいたします

税務署からのお知らせ

神田税務署管内の皆様へ

令和5年7月から 書類の送付先が変わります

令和5年7月10日から「東京国税局業務センター大手町分室」において、麹町税務署、神田税務署、日本橋税務署、京橋税務署、杉並税務署及び荻窪税務署の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和5年7月10日以降、神田税務署管内の納税者の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」宛に送付していただきますようお願いいたします。

(※) 申告書等の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

「東京国税局業務センター大手町分室」の郵送先住所等の詳細につきましては、令和5年7月3日以降、国税庁ホームページにおいてご確認ください。

ご留意いただきたい事項

- ▶ 令和5年7月10日以降に神田税務署へ申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり神田税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、神田税務署に提出願います。
- ▶ 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、神田税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- ▶ 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。
- ▶ 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- ▶ 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり神田税務署で行います。

(注) 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署（神田税務署）を変更するものではありません。

第11回通常社員総会の事前周知

公益社団法人 神田法人会 第11回通常社員総会

第 1 号議案 令和 4 年度 決算報告承認の件

令和4年度 決算報告 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	164,802	170,119	△ 5,317
普通預金	45,614,481	42,530,151	3,084,330
郵便振替	4,059,382	4,180,951	△ 121,569
前払金	407,356	1,231,429	△ 824,073
地区前払金	2,790,876	3,237,591	△ 446,715
未収金	0	10,000	△ 10,000
流動資産合計	53,036,897	51,360,241	1,676,656
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産	5,840,000	5,840,000	0
基本財産合計	5,840,000	5,840,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	5,280,000	14,570,000	△ 9,290,000
法人運営引当資産Ⅰ～Ⅶ	87,100,000	87,100,000	0
特定資産合計	92,380,000	101,670,000	△ 9,290,000
(3) その他の固定資産			
什器備品	747,416	981,483	△ 234,067
電話加入権	286,700	286,700	0
保証金	9,160,000	9,160,000	0
出資金	15,000	15,000	0
その他の固定資産合計	10,209,116	10,443,183	△ 234,067
固定資産合計	108,429,116	117,953,183	△ 9,524,067
資産合計	161,466,013	169,313,424	△ 7,847,411
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,018,690	1,537,546	481,144
前受金	346,400	438,000	△ 91,600
前受会費	4,004,400	4,105,200	△ 100,800
預り金	70,765	0	70,765
仮受金	14,284	0	14,284
未払法人税等	196,600	136,000	60,600
流動負債合計	6,651,139	6,216,746	434,393
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,280,000	14,570,000	△ 9,290,000
固定負債合計	5,280,000	14,570,000	△ 9,290,000
負債合計	11,931,139	20,786,746	△ 8,855,607
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	149,534,874	148,526,678	1,008,196
(うち基本財産への充当額)	(5,840,000)	(5,840,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(92,380,000)	(101,670,000)	(△ 9,290,000)
正味財産合計	149,534,874	148,526,678	1,008,196
負債及び正味財産合計	161,466,013	169,313,424	△ 7,847,411

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	113	113	0
基本財産受取利息	113	113	0
特定資産運用益	1,828	2,068	△ 240
特定資産受取利息	1,828	2,068	△ 240
受取会費	46,475,600	47,477,500	△ 1,001,900
正会員受取会費	46,475,600	47,477,500	△ 1,001,900

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業収益	2,112,000	1,032,000	1,080,000
研修会事業収益	496,000	602,000	△ 106,000
会員親睦事業収益	1,616,000	430,000	1,186,000
受取補助金等	30,694,679	30,666,703	27,976
全法連助成金振替額	28,904,800	29,092,500	△ 187,700
全法連補助金	534,000	440,000	94,000
東法連補助金	1,255,879	1,134,203	121,676
受取負担金	2,486,000	2,502,000	△ 16,000
青年部会負担金	1,335,000	1,343,000	△ 8,000
女性部会負担金	195,000	215,000	△ 20,000
源泉部会負担金	956,000	944,000	12,000
雑収益	4,392,635	4,258,846	133,789
受取利息	584	548	36
広告料収益	3,697,800	3,577,200	120,600
雑収益	694,251	681,098	13,153
経常収益 計	86,162,855	85,939,230	223,625
(2) 経常費用			
事業費	73,100,612	71,965,456	1,135,156
給料手当	16,211,723	18,306,487	△ 2,094,764
退職給付費用	909,000	0	909,000
福利厚生費	2,745,529	3,388,022	△ 642,493
旅費交通費	1,256,458	1,275,029	△ 18,571
通信運搬費	5,858,997	5,917,887	△ 58,890
減価償却費	218,338	237,042	△ 18,704
消耗品費	1,396,491	2,334,413	△ 937,922
印刷製本費	7,762,085	8,883,965	△ 1,121,880
光熱水料費	1,325,277	1,027,421	297,856
賃借料	16,242,546	16,242,546	0
事務所管理費	993,959	1,002,869	△ 8,910
会場費	2,209,291	2,422,561	△ 213,270
保険料	107,847	108,567	△ 720
諸謝金	1,548,356	1,737,156	△ 188,800
租税公課	36,800	9,500	27,300
会議費	2,043,597	910,103	1,133,494
委託費	10,613,365	6,337,403	4,275,962
支払負担金	431,354	374,954	56,400
支払手数料	6,050	5,794	256
表彰費	17,200	21,782	△ 4,582
広告宣伝費	22,000	44,000	△ 22,000
新聞図書費	49,788	276,674	△ 226,886
雑費	1,094,561	1,101,281	△ 6,720
管理費	11,857,447	11,608,094	249,353
給料手当	1,801,303	2,034,054	△ 232,751
退職給付費用	101,000	0	101,000
福利厚生費	305,059	376,447	△ 71,388
旅費交通費	129,676	135,417	△ 5,741
通信運搬費	1,357,671	900,346	457,325
減価償却費	15,729	12,297	3,432
消耗品費	115,481	237,994	△ 122,513
印刷製本費	517,530	1,231,765	△ 714,235
光熱水料費	81,860	59,553	22,307
賃借料	823,418	823,418	0
事務所管理費	55,773	56,763	△ 990
会場費	796,235	734,602	61,633
保険料	11,983	12,063	△ 80
諸謝金	77,800	0	77,800
租税公課	3,060	13,058	△ 9,998
会議費	765,953	633,569	132,384
委託費	1,208,805	590,568	618,237
諸会費	200,000	200,000	0
支払手数料	3,436,055	3,524,691	△ 88,636
渉外慶弔費	20,000	0	20,000
新聞図書費	0	9,504	△ 9,504
雑費	33,056	21,985	11,071
経常費用 計	84,958,059	83,573,550	1,384,509
評価損益等調整前当期経常増減額	1,204,796	2,365,680	△ 1,160,884
評価損益等 計	0	0	0
当期経常増減額	1,204,796	2,365,680	△ 1,160,884
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩益	0	2,930,000	△ 2,930,000

第11回通常社員総会の事前周知

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
経常外収益 計	0	2,930,000	△ 2,930,000
(2) 経常外費用			
経常外費用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	2,930,000	△ 2,930,000
税引前当期一般正味財産増減額	1,204,796	5,295,680	△ 4,090,884
法人税等	196,600	136,000	60,600
当期一般正味財産増減額	1,008,196	5,159,680	△ 4,151,484
一般正味財産期首残高	148,526,678	143,366,998	5,159,680
一般正味財産期末残高	149,534,874	148,526,678	1,008,196
Ⅱ 指定正味財産の部			
受取補助金等	28,904,800	29,092,500	△ 187,700
全法連助成金	28,904,800	29,092,500	△ 187,700
一般正味財産への振替額	28,904,800	29,092,500	△ 187,700
全法連助成金	28,904,800	29,092,500	△ 187,700
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	149,534,874	148,526,678	1,008,196

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金	手元保管 本会	運転資金として	164,802 164,802
	預金	普通預金	運転資金として	45,614,481
		みずほ銀行神田支店		9,169,114
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		15,443,030
		三菱 UFJ 銀行神田支店		4,394,163
		三井住友銀行神田支店		4,090,848
		りそな銀行神田支店		3,267,625
		きらぼし銀行神田中央支店		2,587,710
		興産信用金庫本店		1,153,846
		東京東信用金庫神田支店		269,742
		三菱 UFJ 銀行神田支店		2,095,948
		青年部会		
		三菱 UFJ 銀行神田支店		2,000,317
		女性部会		
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		1,142,138
		源泉部会		
	郵便振替	運転資金として	4,059,382	
	本会		3,192,904	
	青年部会		448,577	
	女性部会		260,043	
	源泉部会		157,858	
	前払金			407,356
		旺巧ビル 2 階及び 4 階	令和 5 年度更新料	251,900
本会事業		令和 5 年度「税のしるべ」年間購読料	49,788	
青年部会事業		令和 5 年度青連協ボウリング大会費用	50,000	
青年部会事業		令和 5 年度観桜会費用	10,668	
女性部会事業		令和 5 年度全国女性フォーラム費用	45,000	
源泉部会事業				
地区前払金		令和 5 年度地区運営費用	2,790,876	
地区運営				
流動資産合計				53,036,897
(固定資産)	基本財産			
	基本財産引当資産	定期預金 三菱 UFJ 銀行神保町支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の用に供している財源として使用している	5,840,000
	特定資産			
	退職給付引当資産	定期預金 三菱 UFJ 銀行神保町支店	職員 1 名に対する退職金の支払いに備えたもの	5,280,000
	法人運営引当資産Ⅰ～Ⅶ		運用益を法人運営の用に供している	87,100,000
		定期預金 みずほ銀行神田支店		20,000,000
		法人運営引当資産Ⅳ 法人運営引当資産Ⅴ		10,000,000 10,000,000

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金 額
その他固定資産	什器備品	三菱 UFJ 銀行神保町支店			67,100,000
		法人運営引当資産Ⅰ			7,000,000
		法人運営引当資産Ⅱ			24,000,000
		法人運営引当資産Ⅲ			2,500,000
		法人運営引当資産Ⅵ			5,000,000
		法人運営引当資産Ⅶ			3,600,000
		法人運営引当資産Ⅷ			25,000,000
		法人会旗一旒他 計 57 点		共用財産であるため、従事割合により下記の通り按分。	747,416
	電話加入権	ノートパソコン他 計 2 点 経営者懇談会用		公益目的事業の用に供する財産	427,064
		電話 4 基 3294-2531 ～ 4		収益事業等の用に供する財産	78,670
		FAX 専用 3294-2500		法人会計の用に供する財産	56,193
				公益目的事業の用に供する財産	185,489
				共用財産であるため、従事割合により下記の通り按分。	286,700
				公益目的事業の用に供する財産	217,892
				収益事業等の用に供する財産	40,138
				法人会計の用に供する財産	28,670
	保証金	旺巧ビル 2 階及び 4 階		共用財産であるため、従事割合により下記の通り按分。	9,160,000
				公益目的事業の用に供する財産	6,961,600
				収益事業等の用に供する財産	1,282,400
				法人会計の用に供する財産	916,000
				共用財産であるため、従事割合により下記の通り按分。	15,000
				公益目的事業の用に供する財産	7,600
				収益事業等の用に供する財産	1,400
				法人会計の用に供する財産	1,000
	出資金	興産信用金庫 20 口		収益事業等の用に供する財産	5,000
		東京都火災共済協同組合 50 口			
固定資産合計			108,429,116		
資産合計			161,466,013		
(流動負債)	未払金	連合会館 学士会館 箱豊製函㈱ 事業研修委員会役員 帝国データバンク N T T	令和 5 年 3 月地区別研修会会場使用料 令和 5 年 3 月理事会会場使用料 令和 4 年度説明会案内発送費用等 令和 5 年 3 月経営勉強会費用役員立替分 令和 5 年 2 月号広報誌原稿料 令和 5 年 3 月分通信費	2,018,690 175,780 199,595 1,448,394 171,784 16,500 6,637	
	前受金	本会事業 参加者 25 名 本会事業 利用法人 1 社	令和 5 年度新入社員研修会参加費 令和 5 年度青年部会観桜会会費 令和 5 年度同梱広告料	346,400 158,400 125,000 63,000	
	前受会費	正会員法人 319 社	令和 5 年度受取会費	4,004,400	
	預り金	3 月分住民税 特別賞与分社会保険		4,004,400 70,765 41,100 29,665	
	仮受金	正会員法人 7 地区運営費用	令和 5 年度新入社員研修受講料キャンセル分 余剰分預り	14,284 13,200 1,084	
	未払法人税等	神田税務署 千代田都税事務所	令和 5 年度法人税未払分 令和 5 年度法人住民税等未払分	196,600 119,100 77,500	
流動負債合計				6,651,139	
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員 1 名に対する退職金の支払いに備えたもの	5,280,000	
固定負債合計				5,280,000	
負債合計				11,931,139	
正味財産				149,534,874	

前記のとおりであります。

令和 5 年 5 月 2 3 日

公益社団法人 神田法人会

代 表 理 事 藤井 隆太
理 事 河合 洋

第11回通常社員総会の事前周知

監 査 報 告

公益社団法人神田法人会
代表理事 藤井 隆太 殿

令和5年5月23日

公益社団法人神田法人会
監 事 青木 惣太郎
監 事 齋田 精一
監 事 中曽根 利光

公益社団法人神田法人会の令和4年4月1日から令和5年3月31日迄の事業年度に関して監査いたしました。
その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法とその内容

各監事は、情報の収集および監査の環境整備に努めると共に、重要な会議である理事会に出席し、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査いたしました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
更に、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、該当事業年度に係る貸借対照表・正味財産増減計算書等計算書類、及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

第 2 号議案 理事・監事 選任の件 理事・監事 候補者 【理事 35 名】【監事 2 名】（敬称略・順不同）

役職名	氏名	法人名
理事	藤井 隆太	株式会社龍角散
〃	井上 貴夫	ロータリー製菓株式会社
〃	中村 匠	株式会社サガワ
〃	大家 正光	東英興産株式会社
〃	平野 恵一	株式会社平野商会
〃	河合 洋	愛三電機株式会社
〃	長谷川博司	三鈴商事株式会社
〃	三橋 千晴	株式会社三橋
〃	長谷川眞史	株式会社ハセガワ
〃	練生川淳志	株式会社オール・エージェント
〃	佐竹 信敬	株式会社サタケ
〃	田中 良一	田中電気株式会社
〃	古田雄一郎	中外徽章株式会社
〃	中尾 英己	有限会社中尾英己建築設計事務所
〃	水野 純治	株式会社日本歯科新聞社
〃	森田 修平	スター食品工業株式会社
〃	小林 秀行	有限会社昇龍館
〃	藤井 城	博善株式会社
〃	高遠 和則	千代田ゴム株式会社

役職名	氏名	法人名
理事	角田 一郎	株式会社マンセイ社
〃	大原 正道	大原不動産株式会社
〃	城塚 良一	ザ・フォルテ株式会社
〃	原島 藤壽	カンダホールディングス株式会社
〃	芝崎麻由美	有限会社芝崎不動産鑑定
〃	金枝 総吉	株式会社鉦定本店
〃	野村 篤史	新東科学株式会社
〃	敦賀 浩明	株式会社オークビルメンテナンス
〃	葛西 充	株式会社グッド
〃	赤間 太一	株式会社申建築設計事務所
〃	早川 智久	ハネクトーン早川株式会社
〃	河合 泰祐	中部電材株式会社
〃	廣瀬 直之	廣瀬ビルディング株式会社
〃	長島 吏佳	株式会社エヌ・アール
〃	櫻井 良一	櫻井興業株式会社
〃	栗下 治康	株式会社リ・プリゼント
監事	中曽根利光	中曽根商事株式会社
〃	西谷 茂	株式会社西谷塗装店

報 告

■第1号報告 令和4年度 事業（第10期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

1. 概 況

当会の令和4年度における事業活動においては With コロナを基本に完全オンライン、ハイブリッド型研修会を中心に実施を致しました。
年度後半においてはリアル会場定員枠を増やしつつ、親睦事業等においても段階的に再開を致しました。また、当会ホームページの全面リニューアルを行い且つ、会員の皆様方のメールアドレス登録を開始し当会 DX 推進に努めてまいりました。

（以下、具体的な活動標記略）

■第2号報告 令和5年度 事業計画（第11期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

1. 基本方針

当会は、「税知識の普及と納税意識の高揚」、「税制及び税務に関する提言」、「地域企業の発展と地域社会への貢献」に資する活動並びに充実した広報活動を DX 等を活用し、より効果的に進めながら次に掲げる事業活動を積極的に実施して参ります

税知識の普及・納税意識の高揚

税に関する研修会・講習会等を随時開催し、法人の適正な経理実務及び税務申告の向上を支援、併せて次世代を担う学童に対する租税教育と、あるべき税制の実現を目指した税制改正に関する提言活動を積極的に推進します

地域企業と地域社会の健全な発展に貢献

地域企業と地域社会の健全な発展のため、各種有益な研修と情報提供、経営者並びに従業員に対する充実した福利厚生制度の提供と、地域社会の活性化に寄与するための活動を積極的に推進します

充実した広報活動の推進

「広報誌」、「ホームページ」の一層の充実を図り、企業経営に役立つ事業案内と各種有益情報の速やかな発信に関する活動を積極的に推進します

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

法人会デジタルトランスフォーメーション（DX）の更なる推進を図り、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も継承しつつ、対内外に向けて「心のかよった DX」を積極的に推進します



令和5年度
第3回

税法実務研修会



テーマ

法人の損金② (交際費・寄附金・海外渡航費等)

日時	令和5年7月13日(木) 午後2時～4時
会場	法人会2階セミナールーム ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式
講師	東京税理士会神田支部所属 税理士
テキスト	一般財団法人大蔵財務協会発行 「令和4年版図解法人税」定価3,630円(税込) ※お申込者様には特別価格でのご提供になります。
会費	会員 テキスト代のみ 非会員 テキスト代+参加費2,000円/社
定員	会場 50名様まで オンライン 100名様まで
申込期日	7月3日(月)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申請制になります



(受講の際はマスク着用願います)



お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

- お申込について

 - 会場参加
 - ①当会HP事業研修のご案内より該当研修タイトル会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②送信完了メッセージが出るとお申込完了となります。
 - オンライン参加
 - ①当会HP事業研修のご案内より該当研修タイトルオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
 - ②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
 - ③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
 - ※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
 - ④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
 - ※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。
- テキストの購入について

 - 共通
 - ①既に所持している場合は別途購入の必要ございません。
 - 会場参加
 - ①開催当日に会場で直接販売致します。
 - オンライン参加
 - ①購入希望の場合申込登録住所へ発送致します。
 - ②申込締切が購入手続きの締切となる為期日を過ぎた後の購入キャンセル、変更は原則致しかねます。
 - ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
 - ④テキストの発送・請求は当会からではなく(一財)大蔵財務協会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。

令和5年度
第1回

会社経理実践講座



テーマ

経理実務入門

日時	令和5年7月26日(水) 午後2時～4時
会場	ZOOMウェビナーを用いた完全オンライン形式
講師	東京税理士会神田支部所属 税理士
テキスト	株式会社税務研究会発行「経理になった君たちへ」 定価1,870円(税込) ※お申込者様には特別価格でのご提供になります。
会費	会員 テキスト代のみ 非会員 テキスト代+参加費2,000円/社
定員	オンライン 100名様まで
申込期日	7月10日(月)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申請制になります



お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

- お申込について

 - ①本研修はZOOMウェビナーによるオンラインのみでの開催になり、テキストのご用意が必須となります。
 - ②お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
 - ※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
 - ③共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
 - ※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。
- テキストの購入について

 - ①テキストを既に所持している場合においては別途購入の必要ございません。
 - ②申込締切はテキスト購入の手続きを含めた締切となります。
 - その為締切後の追加購入やキャンセルは原則お受け致しかねますのでご注意ください。
 - ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
 - ④テキストの発送・請求は当会からではなく(株)税務研究会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。

会員企業訪問シリーズ

神田わが街

第3回

スター食品工業株式会社

我が国初のシロップメーカーとして明治31年に千代田区九段にて創業。日露戦争、関東大震災、太平洋戦争という幾多の危機を乗り越え、現在もホテル・レストラン・バー・喫茶店・居酒屋など業務用製品を中心に展開している。写真は創業100周年記念事業の一環として建てた12階建の本社ビル（一ツ橋フォレスト）

企業データ

- 本社 東京都千代田区一ツ橋二丁目5-3
TEL 03-3230-3456
FAX 03-3230-3458
- 創業 明治31年（森田飲料製造所）
- 設立 昭和22年（スター食品工業株式会社）
- 資本金 8,000万円
- 従業員数 6名 2023年6月現在



社史が物語る 「伝統」と「革新」

精鋭部隊の近衛師団が取引先

風鈴の涼しげな音色が響く緑側に浴衣で座り、キンキンのかき氷に舌鼓を打つ。イメージするだけで、涼を感じられるのではないだろうか。日本の夏になくてはならないスイーツ。このかき氷に欠かせないのが色とりどりのシロップだ。神田一ツ橋（今の住所では千代田区一ツ橋）に本社を構えるスター食品工業株式会社は、我が国初のシロップメーカーである。創業1898年（明治31年）。アジアの小国に過ぎなかった日本が急速に近代化を遂げ清国に勝利したのが1895年。そして、日露戦争の火ぶたが切って落とされたのが1904年。同社が創業したのは、この日清日露戦争の激動期だ。当初は日本陸軍の精鋭部隊であった近衛師団に、シロップやラムネを納入していたという。軍人たちの疲労回復に、当時は唯一だった国産シロップの糖質が大きな働きをしたに違いない。

創業者、森田慶蔵の嫡男、森田仙蔵は学校卒業後、家業を継がずに三井物産に入社。中国の漢口支店に勤めていた時に関東大震災が起き、これを機に日本に帰国して父の跡を継ぐことに。商社で培った近代経営学を家業に取り入れ、最先端



東京神田が
いいアクセントになっているロゴ

の清涼飲料メーカーとしての地位を築くことに心血を注いだ。

日本のクリームソーダーが 緑色のワケ

「クリームソーダーは和食だとよく祖父が言っていました」と語るのは、二代目の孫にあたる森田修平さん。現在の同社常務取締役である。我が国でクリームソーダーと言ったら、メロンソーダーの中にアイスクリームを浮かべたものを指すのが一般的だ。しかし、本場のアメリカでは無色透明のソーダーにアイスクリームを浮かべたものをクリームソーダーと呼ぶそう。なぜ、日本ではメロンソーダーなのか。「祖父はシロップにオレンジ、パイナップル、メロン、チョコレートなど、それぞれの風味と着色をすることに成功しました。当時は、それらを主にバーに納入し



明治31年から昭和20年までの商品ラベル。
時代の最先端をいっていたと思われる洗練されたデザイン

ていました。カクテルに混ぜて使っていたんです。その納入先の一つに銀座の資生堂パーラーがありました。当時はハイカラなカフェレストランであり、「芸の新橋」と呼ばれ一目を置かれていた新橋の芸者さんが三味線の稽古の行き帰りに利用したので、三味線置き場があったと言われています。その「新橋芸者」の間で流行ったのが、無色透明のソーダーに緑色のメロンシロップを混ぜ、その中にアイスクリームを浮かべたもの。これがクリームソーダーと呼ばれるようになり、広まったんだと祖父からよく聞かされました。だから、クリームソーダーは和食なんだと」

二代目が作った各種シロップは、当時日本で最も権威のあったバーテンダーの品評会で最優秀賞や最高人気得票賞などを次々に受賞し、ナンバーワンのシロップメーカーの地位を揺るぎないものにしていった。

100年企業の「伝統」と「革新」

森田常務の座右の銘は「不易流行」。「いつまでも変わらない本質的なものを大事にしつつ、新しい変化も取り入れる」という意味である。これは取りも直さず同社の歴史そのものであり、100年企業の共通項ともいえる「伝統」と「革新」だ。歴史にあぐらをかいては老舗企業の存続は難しい。変化を恐れずに率先して新しいことに取り組む姿勢こそが、企業経営には求められるのだ。同社には日本初や業界初という製品が多くある。100%ストレート果汁製品の販売もそうだし、PETボトル（1.8ℓ／1ℓ）



とても戦前のものとは思えないラベル

を採用したのも業界では同社が初めてという。また、1953年には飲料用水の食品防腐剤『Ever Green』を発明し、東京都から優秀発明品として認定を受け「発明奨励金」を授受。専売特許を取得した。2000年には三代目の嫡男である児生さんが社長に就任、そして次男の浩司さんが専務に、三男の修平さんが常務に就任。現在は三兄弟が力を合わせて盛り立てている。

児生社長が「東京都清涼飲料協同組合」や「東京清涼飲料水工業組合」の理事長を務めるなど、飲料水業界関連の業務は二人のお兄さんが担当し、法人会や町会など地域に根差した活動は修平常務が担当している。「今から20年ほど前に青年部会の部会長をやらせていただきました。あの頃が、人生で一番楽しかったといっても過言ではありません（笑）。全法連青連協からの依頼で小学生に租税教育をやるということになり、自分が税金を使う立場だったら何に使うかというテーマの作文コンテストを千代田区内の小学生を対象に開催しました。全部で600通くらい集まりました。我々青年部会で選定をして、共立講堂を借りて、スピーチコンテストをやりました。スピーチだけだと人が集まらないかもしれないので、和泉小学校のジャズバンドを呼んで演奏会もやりました。ゲストにNHKのちゅうさんの脚本を手掛けた岡田恵和さんを招いて。自分たちの好きなようにやらせてもらって、優秀なスタッフにも恵まれて楽しかったですね～」と修平常務は往時を振り返る。脚本家の岡田さんとは大学の同級生。修平常務は学生時代に体育会系のゴルフ部に所属していた。卒業後には同大学のゴルフ部監督も務めた。今でも精力的にコースを回っており、自他ともに認めるゴルフ好き。「昔は神田法人会にもゴルフ会というのがあったんです。それを復活させようと今日論んでいるところです（笑）」青年部会や法人会で出会った



向かって右は2003年に発売し大ヒットした『お疲れさんにクエン酸! 10倍希釈用』。真ん中は『高濃度クエン酸シトラス』。右は常務プロデュースの『スター塩みかん 1,000ml 5倍希釈』

諸先輩から、さまざまなことを学ばせてもらったという修平常務。「ある意味、法人会の活動などにまい進できたのは、二人の兄がいてくれたからでもあります。そういう点でも、兄たちに心から感謝しています」創業125年の老舗企業を継いだ三人兄弟の末弟として、修平常務が心を込めて二人のお兄さんへの感謝の言葉を口にしていたのが印象的だった。

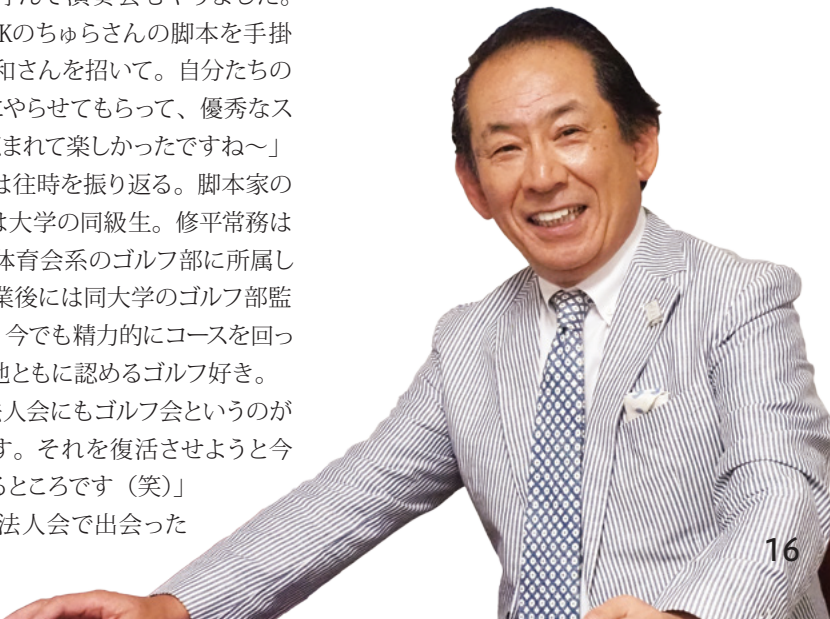
レポート◎山根和明（広報委員会）

スター食品工業株式会社

常務取締役

森田修平（もりた しゅうへい）

1959年3月13日東京都千代田区生まれ。1981年に大学を卒業後、大手コーヒー問屋に就職。3年間勤めた後、空前的なサワーブームが起きスター食品工業株式会社に呼び戻される。2000年に同社常務取締役就任。神田法人会二地区会長 事業研修委員会委員長。2005～2007年に青年部会の部会長を務めた。二女の父。趣味はゴルフ、音楽鑑賞、映画鑑賞、食べ歩き。



消費者契約法改正について

1 はじめに

消費者契約法の改正が行われ、2023年6月1日から施行されます。消費者契約法は、事業者と消費者（事業主以外の個人）の間のあらゆる契約に適用されるため、とくに消費者向けの事業を営んでいる企業には大きく影響します。消費者の利益を守るための法ですが、事業者としても改正に対応して、契約の取消し・無効となるような事態を防止し、円滑な事業を行うために、改正の内容に留意することが有益です。今回は、消費者契約法の改正事項の大事な一部について説明します。

2 改正の内容

(1) 契約の取消権の追加（第4条第3項）

消費者契約法では、事業者が不当な勧誘行為を行ったことにより消費者が誤認、困惑した場合に、契約を取り消すことができる旨が定められ、その不当な勧誘行為に該当するとして、下記行為が追加されました。

- ① 勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘した場合（3号）
（例：旅行に行こうと言って、山奥の別荘に連れて契約を締結させた場合）
- ② 威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害した場合（4号）
（例：親への電話相談を強く妨害した場合）
- ③ 契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合（9号）
（例：貴金属の買取で、指輪の宝石を取り外して、元に戻すことを困難にした場合）

(2) 免責の範囲が不明確な条項の無効（第8条第3項）

今回の改正で、損害賠償責任の一部を免責する条項について、軽過失（重大な過失を除く過失）の場合にのみ適用されることを明らかにしていない条項は無効となりました（無効となる例：「法令に反しない限り、10万円を限度として損害賠償責任を負う」という条項）。
そこで、事業者としては、損害賠償責任の一部を免責する条項について、軽過失の場合にのみ適用されることが明確になっているかどうか、確認しておく必要があります。

(3) 事業者の努力義務の拡充

事業者に対して課される情報提供や説明に関する努力義務の拡充が次の通り規定されました。

① 勧誘時の情報提供について、知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮することを追加（第3条第1項2号）

② 定型約款の表示請求権に関する情報提供（第3条第1項3号）

消費者は定型約款の内容そのものを見たことがなかったり、その定款を見せられないことが多いために、消費者には事業者に対して、その定款の内容を示すことを請求できる権利（民法548条の3第1項）が認められています。この権利があることを消費者に知らせるために、事業者は、契約を勧誘するに際し、定型約款の表示請求権に関して必要な情報を提供することを努力する義務が定められました。

③ 契約の解除に必要な情報提供（第3条第1項4号）

消費者の求めに応じて、契約をした場合の解約権の行使に関して必要な情報を提供するように努める義務が新たに課されました。解除の方法が分かりにくい場合に説明を求められる場合等です。

④ 解約料の算定根拠の概要の説明の努力義務（第9条第2項）

解除に伴う損害賠償または違約金の金額が妥当なものであることについて、事業者から十分な説明がなく、消費者が納得できず紛争に発展しているという状況があります。そこで、違約金条項を定める場合には、消費者から説明を求められた際に、金額の算定根拠を説明する努力義務が定められました。

3 最後に

消費者契約法は、社会経済情勢の変化に伴い改正を重ねていますので、事業者としては、改正の内容を把握したうえで、都度、改正に留意していく必要があります。営業活動について、不適切な勧誘が無いかどうか、また、規約や契約の条項が無効となりえないか、一度ご確認いただき、消費者との紛争を予防することがよいかと思います。

【講師プロフィール】

伊丹 郁人 弁護士

アルファパートナーズ法律事務所

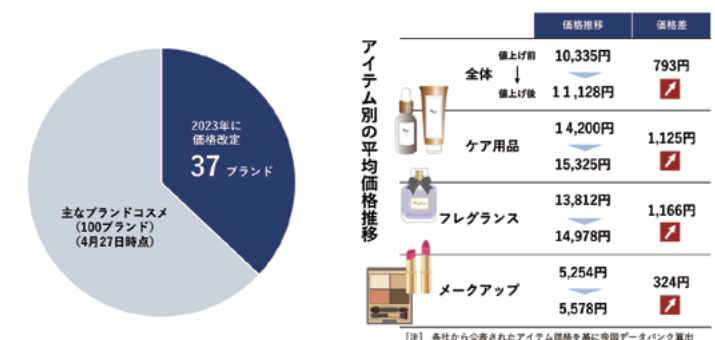
〒100-0005 千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル 407

TEL：03-6212-6200 FAX：03-6212-6660

帝国データバンク調査で判明

「ブランド化粧品」、4割が2023年に値上げ

今春以降、「口紅」や「チーク」などのメークアップ化粧品の売り上げが伸びている。5月8日に新型コロナが感染症法上「5類」に引き下げられ、さらなる外出機運の高まりに加え、マスクを外す人が少しずつ増えるなか、コロナ前水準には届かないながら、化粧品需要の緩やかな回復が期待されている。



こうしたなか、化粧品原料の高騰や各種コストの増加、他国に比べて日本国内での販売価格が割安などの理由が重なり、2022年以降は「海外ハイブランド」を中心に化粧品の値上げが進んでいる。ただ、昨今の原材料高や原油高を背景とした物価高から、高額化粧品の販売はコロナ前と比べて売れ行きが芳しくないといったケースも聞かれる。消費者の間で節約志向が高まり、生活防衛意識も広がるなかで、美容分野でも値上げの動きが続くのか注目される。

「脱マスク」に向けて需要が高まるコスメ製品にも、値上げの波が押し寄せている。全国の百貨店を中心に展開する、ラグジュアリーカテゴリーを中心とした「主なブランドコスメ（デパコス）」のアイテム価格を調査したところ、2023年は100ブランド中4割にあたる37ブランドで2022年からの値上げが判明した。総数では2,389アイテムが判明し、一部ブランドでは前年に続き再値上げに踏み切ったケースもみられた。

値上げ対象となったコスメアイテムのうち、最も多いジャンルは、ファンデーションやリップなど「メークアップ」で、全体の4割を占める942アイテムが判明した。ハンドクリームやUVカットクリームなどのスキンケア用品、各種トリートメント製品といった「ケア用品」でも900アイテムにのぼるほか、オーデパルファムやコロンなど「フレグランス」も351アイテム判明した。

背景には原材料の価格高騰に加え、円安による輸入コストの増加、各種包装資材などの値上がり影響している。価格改定の理由が判明した31ブランドのうち、最も多かった要因は「原材料価格の上昇」で29ブランドにのぼり、値上げ理由の9割超を占めた。

基礎化粧品の基本成分となる「化学品」で値上げが相次いだほか、原料として使用されるパームオイルやココナッツオイルが、ロシアのウクライナ侵攻を受けた世界的な価格高騰の影響を受けた。フレグランス製品等では、香料原料などの値上がりも響いた。原油高、輸送ルートの変更などを背景にした「輸送費の上昇」も11ブランドが値上げ要因に挙げているほか、労務費の上昇など「生産コストの上昇」も多かった。特に輸入ブランドは、グローバル戦略の一環として他国の価格水準に合わせる「内外価格差の是正等」といった理由も散見された。

この結果、2023年以降におけるデパコスの平均価格（希望小売価格）は、1アイテムあたり「1万1,128円」となり、前年（1万335円）に比べ7.7%、793円の上昇となった。分野別では値上げ幅に差がみられ、原材料高の影響を大きく受けた「フレグランス」は、前年から8.4%、1,166円上昇した「1万4,978円」と、平均価格、上昇幅ともに全アイテムで最大となった。一方、最も価格の上昇幅が小さい「メークアップ」は6.2%・324円の上昇、平均価格も「5,578円」と低水準にとどまっている。

令和版

食いしん坊手帖

Vol.3

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



真剣な面持ちで生ビールを注ぐ4代目店主の鈴木寛さん

明治42年創業。 そのビールを注ぐのは 代々、店主だけ

レポート◎山根和明(広報委員会)



赤レンガ壁がトレードマーク

ビヤホール・洋食 ランチョン

千代田区神田神保町1-6
電話：03-3233-0866
●営業時間：【月～金】 11:30 ～ 21:30
【土】 11:30 ～ 20:30
●定休日：日曜日・祝日
全110席



クラシカルな雰囲気が漂うホール。ガラス窓からは古書店街が一望できる

本の街で100年以上 愛され続けている名店

古書店が軒を連ねる世界最大級の本の街、神田神保町。明治10年に東京大学が現在の学生会館の場所に開校したのを皮切りに、法政大学、中央大学、明治大学、専修大学などが神保町界隈に次々と建てられていった。文明開化後の日本において神保町は随一の学生街となり、書店や取次店や出版社が集まった。そんな由緒ある本の街で、100年以上にわたり愛されてきた名店が「ビヤホール・洋食 ランチョン」である。創業は明治42年(1909年)。西洋料理店として現在の駿河台下近くにオープンした。当時、まだ珍しかった生ビールを出す洋食屋は、時代の変化に敏感な編集者や若者の注目の的だったに違いない。ちなみに、我が国初のビヤホールは、サッポロビールの前身である日本麦酒株式会社が明治32

年に銀座にオープンした「恵比寿ビヤホール」である。ランチョンはアサヒビールの前身、大日本麦酒株式会社の生ビールを創業当初から提供している。

生ビールのポテンシャルを 引き出す3つの作法

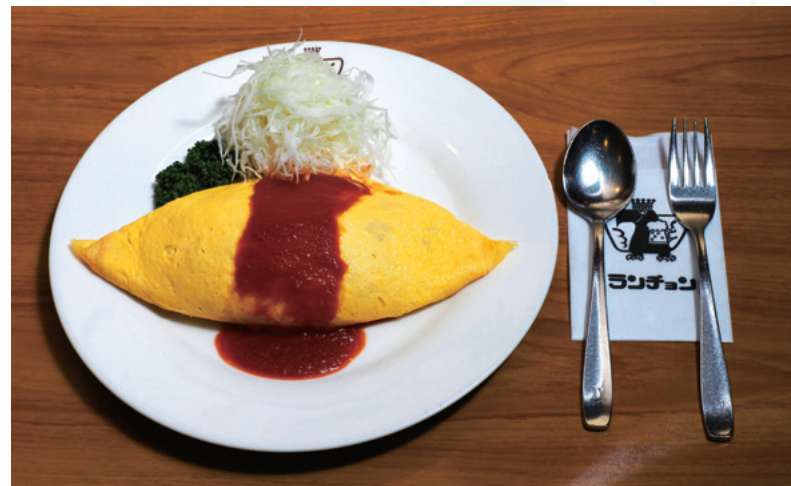
靖国通りと白山通りが交わる神保町交差点から100mほど東に向かった左手の赤レンガ壁のビルが目印だ。吹き抜けになっている螺旋階段を上り2階にいくと、レトロな雰囲気が漂うホールが現われる。ガラス張りの窓からは古書店街を一望できる。全110席。夏季はウィークデーでも連日のように満席になるという。

ランチョンといえば、何はさておき生ビールである。特別なクラフトビールや地ビールではなく、アサヒの業務用の樽詰生ビール(マルエフ)なのだが、ハツとするほど飲み心地がよいのである。

「ビールで最も大事なのは注ぎ方なんです」と話すのは4代目の鈴木寛さん。ランチョンではビールを注ぐのは代々、店主のみ。営業時間は11時30分から21時30分。ランチビールを飲む客も少なくなく、昼夜通しの営業で客が途切れることはない。その間、店主はひたすらビールを注ぐ。

寛さんによると、生ビールのポテンシャルを最大限に引き出すには、3つのポイントがあるという。まずひとつは、グラス。ジョッキではなく、特注のグラスを使用する。そして、グラスとディスペンサーをしっかりと洗浄する。料理を載せた食器とグラスと一緒に洗うことは絶対にしない。なぜなら、料理の脂がグラス内部に付着してしまうから。そうすると、注いだ際に泡が立ちづらくなる。また、ビールを注ぐ直前にグラス内部に水の膜を張る。これにより酸味を軽減させられるという。

次に大事なのが、注ぐ際にしっかりと泡を立てるということ。空気に直接触れると、ビールは酸化(劣化)してしまう。それを防ぐのが泡なのである。脂を排除し水の膜を張った特注のグラスにビールを注ぐことで、きめ細かい泡ができるの



人気のオムライス。表面はシワがまったくない。中は半熟状態。1,000円



自家製メンチカツ。ナイフを入れると肉汁があふれ出る。1,200円



魔法の泡。このきめ細かい泡がビールの味の劣化を防いでくれる

トマトドレッシングも自家製。お客様からの要望で、1本500円で販売もしている

である。そして3つめ。ビールは冷やし過ぎてはいけないという。キンキンに冷やしてしまうと、ビール本来の味が分からずに美味しさが半減してしまうのだと。だから、ランチョンでは気温や天候によってビールの温度を日々変えているのだ。

洋食屋なのに コーヒーがない理由

オムライス、スパゲッティナポリタン、ビーフシチュー、エビフライなど、「洋食の王道」ともいうべき料理がメニューに並ぶ。コンセプトは下町の洋食屋。洋食とは、幕末に西洋から伝わり、日本風にアレンジした料理である。料理人たちが何世代にも渡り、日本人の舌に合うようにアレンジを重ねてきたこの味を、ランチョンでは大事にしている。作り置きはしない。注文が入ってから作るので時間はかかるが、出来立てを味わえる。「うちは、手づくりを信条としています。メンチカツやビーフシチューはもちろん、ロースハムや塩タン、ドレッシングも自家製です。ソーセージも以前は自家製のものもありましたが、今はなかなかそこまで手が回らなくて」と寛さん。もちろん、食事だけの利用もオーケー。ただし、食後のコーヒーは取り扱いがない。コーヒーを淹れると、ビールの香りが損なわれるからという。ビジネス的には利益率の高いコーヒーはプラスになるに違いないが、創業以来100年以上にわたりグラスに注いできた生ビール伝道師としての矜持が、それを許さないのだろう。ビール党ならずとも、その心意気に「乾杯!」とエールを送りたくなる珠玉の一杯だ。

令和 6 年度に向けた法人会の税制改正提言のご依頼

平素は当会の活動に格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。法人会では全国規模で税制改正に関する要望を取りまとめております。是非とも皆様からの貴重なご意見を伺えれば幸いです。

神田法人会税制委員会

税目	1. 法人税 2. 所得税 3. 資産税 4. 消費税 5. 地方税 6. その他
税目	最優先要望事項
税目	その他要望事項

返信は FAX 又は神田法人会 HP からお願い致します。

FAX.03-3294-2500
<https://kanda-hojinkai.com/>

※トップページ上段より入力フォームを開けます。

編集後記

毎年4月の第2週に開催されるマスターズ・トーナメントは、4大メジャー・トーナメントの中で唯一開催コースを変更する事無く、オーガスタ・ナショナル・ゴルフクラブを舞台として、開催されます。

オーガスタ・ゴルフ・クラブは約300名の会員で構成されており、会員名簿が公開される事は有りませんので、正確な人数或いは氏名は不明です。会員になる為には、クラブより直接指名されなければ成りません。自ら希望して会員になれるものではないのです。

メンバーを増やす事をクラブ会長が提案し、しかるべき人物をクラブ会議が承認します。その人物へクラブより入会契約書が、送られてくるのです。クラブより送られて来た契約書の内容を、承諾するのか否かは、最終的に本人の決断によります。マイクロソフト社を創設した富豪ビル・ゲイツ氏でさえ、推薦を受ける為に数年待機し、2002年に会員になった事は有名な逸話となっております。

会員になる事が大変困難なこのクラブに、唯一日本人の会員がおりました。

その人物は、石田禮助氏です。石田氏は1886年2月生まれで、東京高等商業学校（現在の一橋大学）を卒業後、三井物産へ入社し1939年代表取締役へ就任しております。1941年に三井物産退任後は、1963年に第五代国鉄総裁へ就任しており、その異色な人物像に付いては、作家・城山三郎が小説のモデルとした事でも有名です。

さかのぼる事石田氏は1930年に三井物産のニューヨーク支店長へ就任したのですが、1936年にはアメリカからの帰国を余儀なくされております。この帰国時にクラブの創設者であるボビー・ジョーンズ、そのビジネスパートナーで有ったクリフォード・ロバーツより、石田氏の代わりになる日本人を推薦する様依頼されたとの事です。

オーガスタ・ナショナル・ゴルフクラブは1932年5月の完成ですから、石田氏は約5年間在籍していた可能性が有ります。正確な在籍年数は、現時点で不明ですが、それ以来日本人の会員は不在と言うのが、今日定説になっております。

広報委員 栃木 一夫



創業100年葬儀と供花で信頼と実績
<http://www.hakuzen.co.jp>

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院（宗教者）に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？ 区民葬とはどんな葬儀？

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F
☎ : 03 (5283) 8700 FAX: 03 (5283) 8701
ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環（慶弔とも）を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか？
会員企業の広告大募集



公益社団法人 **神田法人会**

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載！

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格／未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)／132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)／44,000円(税込)	A5サイズ・1色
記事中	33,000円(税込)／44,000円(税込)	A5サイズ・1色
	55,000円(税込)／66,000円(税込)	A4サイズ・1色

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布！

	会 員 価 格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR！

トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は 1 月を起算として 1 年となります。

◎ 毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考・・・この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

100th

とこしえに紡ぐ絆

未来に向かって、あたらしい絆を、この地で

幾世を経て、お客さまとの信頼関係をもとに

かけがえない絆を紡いできました

100年分の感謝を心に刻み

いつまでも頼りがいのある存在であるために

お客様一人ひとりと真摯に向き合い、寄り添い続けます



金庫創立100周年
ホームページ



未来へ、今日も明日も。
興産信用金庫

K O S A N

1923年3月23日 創立
2023年3月23日 100周年

昭和30～40年代をイメージして作画。実際とは異なる描写も含まれます。

定価一六五円(税込)

法人会

消費税期限内納付

推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13
TEL. 03-3294-2531 FAX. 03-3294-2500
<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太
編集人 田中良一